

伊方発電所 1 号炉  
廃止措置計画変更認可申請書の  
審査基準への適合状況について  
＜補足説明資料＞

令和 4 年 4 月  
四国電力株式会社

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の審査基準への適合状況について

1. 申請書記載事項に対する審査基準

審査基準*		適合状況（申請概要）	記載項目	備考
<b>(1) 解体対象となる施設及びその解体の方法</b>				
1) 解体する原子炉施設	廃止措置計画に記載することとされている解体する原子炉施設については、原子炉に係る設置の許可がなされたところにより、廃止措置対象施設の範囲を特定する。	廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設である。原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4.1表に、廃止措置対象施設を第4.2表に示す。	本文四 1. (1)	記載の適正化 (使用済燃料輸送容器を廃止措置対象施設へ追加)
	廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。	変更なし	本文五 1.	—
2) 解体の方法	解体の方法においては、原子炉施設の廃止措置期間全体を見通し、以下のような段階とその段階ごとに講じる措置が示されていること。	変更なし	本文五 3.	—
	各工事の着手要件、完了要件が適切に設定されていること。	変更なし	本文五 4. (1)	—
①原子炉の機能停止から燃料体搬出までの段階	原子炉の機能停止のための措置として、炉心からすべての燃料体を取り出され、炉心への燃料体の再装荷を不可とするような措置が講じられるとともに、燃料体は核燃料物質貯蔵設備に保管され、同設備の解体開始前に原子炉施設外へ搬出されること。	変更なし	本文五 2. (2)	—
	原子炉格納施設、換気設備及び廃棄設備等の閉じ込め機能が確保され、当該機能の確保に関連する放射線管理設備、電源設備等の機能が確保されること。	変更なし	本文五 2. (4)	—
②燃料体搬出後から解体撤去までの段階	原子炉格納施設、換気設備及び廃棄設備等の閉じ込め機能が確保され、当該機能の確保に関連する放射線管理設備、電源設備等の機能が確保されること。	変更なし	同上	—
③解体撤去段階	原子炉施設内に残存する放射性物質の評価を基に、核燃料物質による汚染の適切な除去、核燃料物質によって汚染された物の適切な廃棄等が行われること。	変更なし	本文五 2. (1) (3)	—
廃止措置計画に係る原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていることが、認可の基準となっていることから、申請に先立ち炉心から燃料を取り出ししていること。		変更なし	本文四 2. (2)	—
発電用原子炉施設において、使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵施設から冷却水が大量に漏れ出す事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の重大事故等対処設備の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること。		変更なし	本文五 2. (4)	—
廃止措置計画の認可申請においては、廃止措置の全期間について試験炉規則、実用炉規則又は開発炉規則で定められた事項（以下「申請書記載事項」という。）を申請書に記載することが必要であるところ、将来実施する個々の工事の安全性等の詳細を申請時以降に定めることが合理的であると認められる場合にあっては、当該部分（以下「後期工程」という。）の範囲を明確にした上で、後期工程については、廃止措置の実施体制、試験研究用等原子炉本体及び発電用原子炉本体の解体の基本方針、廃止措置に要する資金の額及びその調達計画等の廃止措置全体の見通しの審査に必要な事項が記載されていれば、必要な事項が記載されているものとして取り扱う。なお、この場合においては、申請後に、後期工程に着手するまでに申請書記載事項の詳細を確定させ廃止措置計画の変更認可を受ける旨の記載があることを確認する。		変更なし	本文五 3.	—
<b>(2) 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設</b>				
公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置対象施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえ、立案された核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置との関係において、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という。）が、廃止措置期間を見通した廃止措置の段階ごとに適切に設定されており、性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方が示されていること。また、これに基づき選定された具体的な設備が施設区分ごとに示されていること。		廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家及び構造物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備、原子炉補機冷却海水設備、消火設備等の施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。 廃止措置の進捗に応じて、第6.1表に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。 性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能を維持管理できるよう、保安規定に施設管理計画を定めて、これに基づき施設管理を実施する。	本文六 1. 本文六 2.	記載の適正化 (使用済樹脂計量タンク室の補助遮蔽を性能維持施設へ追加)

\*: 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の審査基準への適合状況について

1. 申請書記載事項に対する審査基準

審査基準※	適合状況（申請概要）	記載項目	備考
(3) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間			
(2) で選定された性能維持施設について、それぞれ位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。また、ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等（以下単に「必要な仕様等」という。）が示されていること。	変更なし	本文七 本文六 1.	-
原子炉施設を解体する工事を実施するに当たって、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備において、当該施設又は設備の設計及び工事の方法に関することが示されていること。	変更なし		
研究開発段階発電用原子炉にあつては、(2) で選定された性能維持施設について、技術上の基準により難い特別の事情がある場合は、当該事情を明らかにするとともに、発電用原子炉施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法により性能維持施設を維持すること、必要な仕様等を満たすこと等が示されていること。			
(4) 核燃料物質の管理及び譲渡			
廃止措置対象の原子炉施設の全ての核燃料物質が適切な譲渡先先に譲渡されること等を示し、このうち使用済燃料については、設置許可を受けた「使用済燃料の処分方法」にない、適切な譲渡し等の措置が示されており、核燃料物質の譲渡し等に当たっては、以下の措置を講じることが示されていることを確認する。	以下参照		
①核燃料物質の存在場所と種類・数量の確認	廃止措置開始時点における核燃料物質の存在場所と種類・数量が確認されること。	本文八 1.	-
②核燃料物質の保管	核燃料物質は、搬出までの間、核燃料物質貯蔵設備に保管されること。	本文八 2.	-
③核燃料物質の搬出、輸送	核燃料物質の搬出、輸送に当たっては、関係法令に従った措置が講じられること。	本文八 3.	-
④核燃料物質の譲渡先	原子炉設置者については、法第61条第3号又は4号、第9号及び第11号、旧原子炉設置者等については、法第61条第10号の規定に従って、核燃料物質の譲渡先が選定されていること。	本文八 3.	-
(5) 核燃料物質による汚染の除去			
	廃止措置対象の原子炉施設における核燃料物質による汚染の分布等の事前評価結果、汚染の除去の方法及び安全管理上の措置の内容が示されていること。	本文九 1. (2) (3)	-
(6) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄			
	廃止措置対象の原子炉施設からの放射性廃棄物の適切な廃棄を確実に行うことが示されていること。	本文十 1. 本文十 2. 本文十 3.	-
	放射性固体廃棄物については、適切な廃棄が確実に行われるまでの間は、当該施設の放射性廃棄物の廃棄施設に保管することが示されていること。	本文十 3.4(1)	-
	核燃料物質によって汚染された物の廃棄について、以下の措置を講じることが示されていること。		
①放射性気体廃棄物の廃棄	原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性気体廃棄物については、原子炉の運転中における取扱いと同様に措置されること。	本文十 1. 本文十 1.3(1)	-

※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の審査基準への適合状況について

1. 申請書記載事項に対する審査基準

審査基準*		適合状況（申請概要）	記載項目	備考
(6) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄（つづき）				
②放射性液体廃棄物の廃棄	原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性液体廃棄物については、原子炉の運転中における取扱いと同様に措置されること。	解体工事準備期間は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、管理区域内設備の解体撤去を行わず、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続すること、液体廃棄物の廃棄設備等の必要な設備について機能を維持すること及び海中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するように1号及び2号炉の運転終了と1号炉海水ポンプの廃止に伴う復水器冷却水等の量の減少を考慮した放出管理目標値を設定することから、放射性液体廃棄物の年間放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の年間放出量を超えないと評価できる。	本文十 2. 本文十 2.3(1)	1号炉海水ポンプの廃止に伴う変更（放出管理目標値の変更、放射性液体廃棄物について、2号炉で処理することを明確化）
③放射性固体廃棄物の廃棄	原子炉施設の廃止措置に伴い発生する放射性固体廃棄物については、放射性物質による汚染の程度により区分されること。	変更なし	本文十 3.	—
	その発生から処理及び保管等の各段階の取扱いにおいて、飛散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるような措置された設備等が用いられること。	変更なし	本文十 3.	—
	原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性固体廃棄物については、それらを適切に廃棄するまでの間の保管容量が確保されること。	変更なし	本文十 3.4(1)	—
(7) 廃止措置の工程				
	廃止措置の全体計画として、廃止措置の着手時期、維持管理期間、解体撤去工事に着手する時期及び終了時期を示すために、廃止措置の方針・手順を時間軸の単位を年度として工程表により示すとともに、その概要が説明されていること。	変更なし	本文十一	—
(8) 使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期（試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合に限り。）				
	使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期が具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえたものであることが明らかになっていること。			
上記（1）から（8）までにおいて、工場又は事業所に複数の原子炉施設が設置されている場合においては、複数の原子炉施設のうち一部の原子炉施設を廃止することが認められている。このような一部の原子炉施設の廃止の場合には以下に留意する。		以下参照		
①解体する原子炉の附属施設について	対象原子炉の附属施設を対象原子炉施設以外の原子炉施設と共用している場合には、その附属施設の取扱いが示されていること。	変更なし	本文四 1.(1)	—
②核燃料物質の譲渡の方法について	工場又は事業所内の廃止対象外の貯蔵施設（廃止対象の原子炉施設との共用施設を含む。）において管理をする場合、当該施設の許認可上、管理が可能な施設であること。	変更なし	本文八 2.	—
③放射性固体廃棄物の廃棄について	工場又は事業所内の廃止対象外の廃棄施設（廃止対象の原子炉施設との共用施設を含む。）において管理をする場合、当該施設が許認可上、管理が可能な施設であること。	変更なし	本文十 3.2	—
(9) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム				
	原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。	変更なし	本文十二	—
	構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。	変更なし	本文十二	—

※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

伊方発電所 1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

審査基準*	適合状況 (申請概要)	記載項目	備考
(1) 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料 (例) 運転日誌等で炉心から燃料が取り出されていること、空白の炉心配置図等で燃料が炉心に装荷されていないことが明らかになっていること。	変更なし	添付書類一	-
(2) 使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書 (試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合に限り。)	-		
(3) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事業区域図 (例) 敷地図の中で、廃止措置に係る部分 (建屋、施設等) が明らかになっていること。	変更なし	添付書類二	-
(4) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の形態 (放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物等の別) に応じて適切な放射線管理の下に、確実に廃棄が行われること、また、廃止措置期間中の平常時における周辺公衆への影響を確認する。	変更なし	添付書類三 1.7 添付書類三 2.2	-
1) 廃止措置期間中の放射線管理 廃止措置期間中における核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の廃棄に係る放射線管理の基本的考え方、具体的方法 (一般事項、管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定若しくは解除、放射線業務従事者の放射線防護並びに放射性廃棄物の放出管理) が示されていること。	変更なし	添付書類三 1.1	-
廃止措置期間中の核燃料物質による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄に係る以下のような安全対策が示されていること。	以下参照		
①核燃料物質による汚染の拡散防止策 核燃料物質による汚染の拡散防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタを使用する等の措置が講じられること。	変更なし	添付書類三 1.1(6)	-
放射性気体廃棄物について、施設内の給排気系の機能が維持されること。	変更なし	添付書類三 1.1(1)	-
②被ばく低減対策 核燃料物質による汚染の除去に当たって、必要に応じて遮蔽体の設置、呼吸保護具の着用等の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止等の措置が講じられること。	変更なし	添付書類三 1.3(2)a, b.	-
2) 廃止措置に伴う放射性廃棄物の発生量 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物について、適切な分類により発生量が評価されていること。	変更なし	添付書類三 2.2.1.1(1)c. 添付書類三 2.2.1.2(1)b.	-
3) 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量の評価 原子炉施設の廃止措置期間中の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う周辺公衆の線量、放射性固体廃棄物の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の線量が適切に評価されていること。	変更なし	添付書類三 2.2.1.4 添付書類三 2.2.1.5	-
①気象条件 廃止措置期間中の原子炉施設からの平常時における放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量評価に関し、適切な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び大気拡散の解析方法 (以下「気象条件」という。) により、大気中における放射性物質の拡散状態が示されていること。	変更なし	添付書類三 2.2.1.1	-
②放射性物質の放出量の算出 平常時に周辺環境に放出される放射性物質の量については、解体作業に伴い空气中に飛散する粉じん等の放射性物質を対象とし、汚染拡大防止のために廃止措置期間中の作業等で生ずる粉じん等の拡散を防止するため、排気系フィルタ等放射性物質除去装置、一時的に設けた設備等の機能を適切に設定し算出されていること。	解体工事準備期間に1号及び2号炉から放出される放射性気体廃棄物については、原子炉運転中に生成され1次冷却材中に含まれていた希ガス (Kr-85) が原子炉停止以降に減衰し、解体工事準備期間に年間を通じて排気筒から放出されるものとして評価する。減衰期間は、原子炉停止からの期間を考慮し1号炉は5年、2号炉は6年とする。 解体工事準備期間に1号及び2号炉から発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中と同様な廃棄物である。1号及び2号炉の運転終了に伴い、1号及び2号炉の復水器冷却水等の量を減少させるが、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するよう、1号及び2号炉の年間放出量を減少させる。1号炉海水ポンプの廃止以降、1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、2号炉から放出する。	添付三 2.2.1.1(1)a. 添付三 2.2.1.2(1)b.	放出源の有効高さの変更 1号炉海水ポンプの廃止に伴う変更
炉型の特質や施設の状況に応じ、核種ごとの被ばく寄与を考慮したうえで、評価の対象となる放射性物質が考慮されていること。	同上	同上	-

\*: 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

審査基準*		適合状況（申請概要）	記載項目	備考
(4) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（つづき）				
③放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量	評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、周辺監視区域外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていること。	解体工事準備期間における環境への放射性物質の放出に伴い周辺公衆が受ける被ばく線量は、「線量目標値に関する指針」、「線量目標値に対する評価指針」、「一般公衆線量評価」、「気象指針」及び「原子炉設置許可申請書添付書類九」における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物による実効線量の評価方法を参考として評価する。	添付三 2.2.1.1 添付三 2.2.1.2	放出源の有効高さの変更 1号炉海水ポンプの廃止に伴う変更
	施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去等の措置が、原子力規制委員会の定める周辺監視区域外の線量限度を超えないよう講じられるものであること。	変更なし	添付書類三 1.5	—
	原子炉設置者及び旧原子炉設置者等においては、原子炉施設周辺一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つための努力が払われていること。	変更なし	添付書類三 1.1	—
④廃止措置期間中に保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量の評価	廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量について被ばく線量が評価されていること。 この場合において、廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物の保管量が適切に設定されていること。また、保管廃棄施設の遮蔽設計、評価地点までの距離が適切に考慮されていること。	変更なし	添付書類三 2.2.1.4	—
4) 廃止措置期間中における放射線業務従事者の受ける線量	廃止措置期間中における放射線業務従事者の総被ばく線量を事前に評価し、廃止措置における作業方法、被ばく低減対策の妥当性を検討していること。	変更なし	添付書類三 1.1 添付書類三 2.1(1)	—
(5) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書				
		廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される原子炉施設の事故の種類、程度、影響等を確認する。	添付書類四	—
1) 想定すべき事故	核種ごとの被ばくへの寄与を考慮したうえで、放射性物質の放出量が最大となる事故が想定されていること。	変更なし	添付書類四 1.1	—
2) 事故時における周辺公衆の線量評価	①気象条件	廃止措置期間中の原子炉施設からの事故における放出放射性物質に起因する公衆の被ばく線量評価に関し、適切な気象条件が示されていること。	添付書類四 1.2(5) 添付書類四 1.3(5)	—
	②放射性物質の放出量	放射性物質の放出量は、炉型の特徴や施設状況に応じ、核種ごとの被ばくへの寄与を考慮したうえで放射性物質を考慮し算出されていること。	添付書類四 1.2(2)(3)(6) 添付書類四 1.3(2)(3)(6)	—
	③放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量	評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、敷地外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていること。	添付書類四 1.2(4)(6) 添付書類四 1.3(4)(6) 添付書類四 2.	—
(6) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書				
原子炉の機能停止時又は原子炉施設の解体撤去時に原子炉施設に残存する放射性物質（放射化放射性物質、汚染放射性物質及び原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物）の種類、数量及び分布が、原子炉の運転履歴等を基にした計算結果、測定結果等により、適切に評価されていること。		変更なし	添付書類五 1. 添付書類五 2.	—

\*: 発電用原子炉施設及び試験研究用原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

審査基準※		適合状況（申請概要）	記載項目	備考
(7) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書（つづき）				
性能維持施設の各設備等の維持管理、その他の安全対策について、性能を維持すべき期間にわたって以下の措置を講ずることが示されていること。		以下参照	添付書類六 2.	—
1) 建屋(家)・構築物等の維持管理	放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建家・構築物等については、これらの系統及び機器を撤去するまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための厚壁及び放射線遮蔽体としての機能を適切に維持管理すること。	廃止措置期間中は、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、原子炉補助建家及び原子炉格納容器の「放射性物質漏えい防止機能」及び性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持管理する。 廃止措置期間中は、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、原子炉補助建家(補助遮蔽)の「放射線遮蔽機能」及び性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持管理する。 また、原子炉容器周囲のコンクリート壁及び原子炉格納容器外周のコンクリート壁の「放射線遮蔽機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持管理する。	添付書類六 3. (1). 添付書類六 4. (1).	記載の適正化 (使用済樹脂計量タンク室の補助遮蔽を性能維持施設へ追加)
2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の維持管理	新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間にあつては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。	変更なし	添付書類六 3. (2) a. 添付書類六 3. (2) b. 添付書類六 4. (2) a. 添付書類六 4. (2) b.	—
	また、使用済燃料の著しい損傷を緩和し及び臨界を防止するために必要な設備を維持管理すること。	変更なし	添付書類六 3. (2) b.	—
3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、適切に維持管理すること。		変更なし	添付書類六 3. (3). 添付書類六 4. (3).	—
4) 放射線管理施設の維持管理	原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る設備については、適切に維持管理すること。	変更なし	添付書類六 3. (4). 添付書類六 4. (4).	—
5) 解体中に必要なその他の施設の維持管理	①核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。	変更なし	添付書類六 3. (5) a. 添付書類六 4. (5) a.	—
	②商用電源が喪失した際、解体中の原子炉施設の安全確保に必要な場合には、適切な容量の電源設備を確保し、これを適切に維持管理すること。	変更なし	添付書類六 3. (5) b. 添付書類六 4. (5) b.	—
	③その他の安全確保に必要な設備（照明設備、補機冷却設備等）については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。	変更なし	添付書類六 3. (5) c. 添付書類六 4. (5) c.	—

※: 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

審査基準*		適合状況（申請概要）	記載項目	備考
(7) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書（つづき）				
6) 検査・校正	性能維持施設の各設備、機器等及び廃止措置に伴い保安のために講じる措置等については、安全の確保上必要な機能及び性能を必要な期間中維持できるよう適切な頻度で検査・校正を行うこと。	変更なし	添付書類六 3. (6)	—
7) その他の安全対策	原子炉施設の廃止措置期間中においては、保安のために以下のような措置を講じることが示されていること。	変更なし	添付書類六 3. (7) a.	—
	①管理区域は、放射線被ばく等の可能性の程度に応じてこれを適切に区分し、保安のための措置を講ずるとともに、放射線業務従事者の不必要な被ばくを防止するため、これらの区域に対する立入りを制限する措置を講ずること。	変更なし		
	②周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、解体中の原子炉施設からの放出の管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行うこと。	変更なし	添付書類六 3. (7) b.	—
	③核燃料物質が原子炉施設に存在する期間中の原子炉施設への第三者の不法な接近等を防止する措置を講ずること。	変更なし	添付書類六 3. (7) c.	—
	④放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。また、可燃性物質が保管される場所にあつては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講ずること。	変更なし	添付書類六 3. (7) d. 添付書類六 4. (6) a.	—
性能維持施設に係る維持管理方法が示されていること。また、性能維持施設の維持すべき性能が ・試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第7号）第二章、第三章、第四章又は第五章 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第二章及び第三章 又は ・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第二章及び第三章の規定によらない場合は、その根拠を具体的に記載すること。		変更なし		
(8) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書				
①廃止措置に要する費用	原子炉施設解体に要する費用の見積もり総額が明示されていること。	変更なし	添付書類七 1.	—
②資金調達計画	実用発電用原子炉については、発電用原子炉施設解体引当金累積立額が明示され、それを含めた費用の調達方法が明示されていること。	変更なし	添付書類七 2.	—
(9) 廃止措置の実施体制に関する説明書				
1) 主たる工場又は事業所及び廃止措置に係る工場又は事業所において定める以下の事項が定められていること。		以下参照		
	①廃止措置に係る組織	変更なし	添付書類八 1.	—
	②廃止措置に係る各職位の職務内容	変更なし	添付書類八 1.	—
2) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針が定められていること。		変更なし	添付書類八 1.	—

※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準



伊方発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

審査基準※	適合状況（申請概要）	記載項目	備考
(10) 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書			
この項目には以下の記載が明示されていること。			
①原子炉施設保安規定において、事業者の代表者をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定めること。	以下参照  変更なし	添付書類九 1. 添付書類九 3.	—
②廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることが明示されていること。	変更なし	添付書類九 1. 添付書類九 2.	—
③品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。	変更なし	添付書類九 1. 添付書類九 5.	—

※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準